

新 (改正)	旧 (現行)
<p style="text-align: center;">東京都民設公園事業実施要綱</p> <p>1 目的 この要綱は、都市に必要な基盤である都市計画公園及び都市計画緑地について、従来の公共による整備に加え、新たに民間の活力を導入することにより早期に公園的空間として整備及び管理する「民設公園」の適切な整備とその円滑な運用のため、東京都（以下「都」という。）が認定する民設公園事業の実施及び管理の基準、その他必要な事項について定める。</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>4 認定の基準 民設公園事業は、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 民設公園事業の計画（以下「事業計画」という。）のねらい 当該事業計画におけるねらいが、公園的空間を創出するものであり、都及び地元区市町の行政計画の理念に即し、良好な住環境の形成に寄与するものであると認められること。</p> <p>(2) 民設公園の整備及び管理の担保 民設公園は、下記(4)及び(5)に定める基準を満たし、かつ、不特定多数の都民に基本的に制約なく、都市公園の事業化がはかられるまでの長期にわたり（公開開始の日から起算して35年以上）、無償で公開されることが担保されるものであること。 ただし、早期に当該地における都市公園の事業化がはかられる場合又は知事が管理上支障があると認める場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 対象区域 ア 10ヘクタール以上の都市計画公園及び都市計画緑地の区域内で、原則として、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月7日付2都市政緑第147号決定）に位置付けられた優先整備区域以外の区域（以下「優先整備区域以外の区域」という。）にあり、かつ国、都及び区市町が所有していない土地であること。ただし、特別区においては、東京都地域防災計画（総務局策定）において、避難場所に指定されている区域又は指定が予定されている区域にあること。 イ 10ヘクタール未満の都市計画公園及び都市計画緑地の区域内で、原則として、優先整備区域以外の区域にあり、かつ国、都及び区市町が所有していない土地のうち地元区市町の民設公園事業の実施について要請があること。ただし、特別区においては、東京都地域防災計画（総務局策定）において、避難場所に指定されている区域又は指定が予定されている区域にあること。</p>	<p style="text-align: center;">東京都民設公園事業実施要綱</p> <p>1 目的 この要綱は、都市に必要な基盤である都市計画公園及び都市計画緑地について、従来の公共による整備に加え、新たに民間の活力を導入することにより早期に公園的空間として整備及び管理する「民設公園」の適切な整備とその円滑な運用のため、東京都（以下「都」という。）が認定する民設公園事業の実施及び管理の基準、その他必要な事項について定める。</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>4 認定の基準 民設公園事業は、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 民設公園事業の計画（以下「事業計画」という。）のねらい 当該事業計画におけるねらいが、公園的空間を創出するものであり、都及び地元区市町の行政計画の理念に即し、良好な住環境の形成に寄与するものであると認められること。</p> <p>(2) 民設公園の整備及び管理の担保 民設公園は、下記(4)及び(5)に定める基準を満たし、かつ、不特定多数の都民に基本的に制約なく、都市公園の事業化がはかられるまでの長期にわたり（公開開始の日から起算して35年以上）、無償で公開されることが担保されるものであること。 ただし、早期に当該地における都市公園の事業化がはかられる場合又は知事が管理上支障があると認める場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 対象区域 ア 10ヘクタール以上の都市計画公園及び都市計画緑地の区域内で、原則として、「都市計画公園・緑地の整備方針」（平成18年3月17日付17都市基施第693号決定）に位置付けられた優先整備区域以外の区域（以下「優先整備区域以外の区域」という。）にあり、かつ国、都及び区市町が所有していない土地であること。ただし、特別区においては、東京都地域防災計画（平成15年総務局策定）において、避難場所に指定されている区域又は指定が予定されている区域にあること。 イ 10ヘクタール未満の都市計画公園及び都市計画緑地の区域内で、原則として、優先整備区域以外の区域にあり、かつ国、都及び区市町が所有していない土地のうち地元区市町の民設公園事業の実施について要請があること。ただし、特別区においては、東京都地域防災計画（平成15年総務局策定）において、避難場所に指定されている区域又は指定が予定されている区域にあること。</p>

「東京都民設公園事業実施要綱」(2/2)

新(改正)	旧(現行)
<p>1.6 実施細目 この要綱の実施における詳細については、別に定める実施細目による。</p> <p>附則 この要綱は平成18年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>1.6 実施細目 この要綱の実施における詳細については、別に定める実施細目による。</p> <p>附則 この要綱は平成18年6月1日から施行する。</p>